宣誓から宣誓書受領証・宣誓書受領カード交付までの流れ

①意思の確認をします

- ・お互いにパートナーシップの関係であることの確認をお願いします。
- ・15 歳以上のお子さんには、宣誓書受領証・宣誓書受領カードに氏名を記載してよいか確認してください。

②事前予約をします

・宣誓希望日の10日前までに、次の方法で事前予約します。

ア 申込フォーム: 次のホームページアドレス・QRコード



■当課 HP: https://www.city.shizuoka.lg.jp/003 000001 00131.html

イ 電 話 : 男女共同参画・人権政策課 054-221-1349

- ・宣誓受付と同日、宣誓書受領証を交付します。宣誓者氏名、住所等の情報についての間違い防止のため、申込フォームからの事前予約をお願いします。
- ・申込フォームによる事前予約後、担当から、宣誓日時の調整や宣誓に 関するご案内のための連絡(メールまたは電話)をします。
 - ※宣誓受付時間は、平日(月~金曜日)の午前9時から午後5時までです。
 - ※複数の希望日時をご用意ください。業務上、希望日時に沿えないことがありますので、ご了承くださいますようお願いします。

③宣誓に必要な書類を用意します

1 必要書類

・「<u>住民票の写し」</u>、または、「<u>住民票記載事項証明書</u> (市内への転入予定者は転出証明書の写し)」※3ヶ月以内に発行されたもの

・「戸籍抄本」

(宣誓書にお子さんの名前を記載する場合は「戸籍謄本」。外国籍の方は、外国の官憲(在日日本大使館等)が発行する「婚姻要件具備証明書」、または、「独身証明書とその日本語の翻訳文」) ※3ヶ月以内に発行されたもの

・パートナーシップ宣誓書(様式第1号) 男女共同参画・人権政策課が用意します。

2 本人確認

- ・<mark>運転免許証、マイナンバーカード、パスポート</mark>など
- ※<u>通称名を使用する場合</u>は、通称名を社会生活の中で日常的に使用していることが 客観的にわかるもの(通称名が記載されたもの)が 2 種類必要です。

③宣誓受付

宣誓場所 男女共同参画・人権政策課内 (静岡市役所 静岡庁舎新館 15 階) ※ご希望により個室をご用意いたします。

- ・<u>必要書類</u>と本人確認ができるもの</u>を持参し、<u>必ず宣誓するお二人でお越しください</u>。また、宣誓書受領証等にお子さんの氏名を記載するかどうかを問わず、ご希望の場合は、お子さんも同行していただくことができます。
- ・パートナーシップ宣誓書への署名は、市職員の面前で記入していただきます。

④宣誓書受領証等の交付

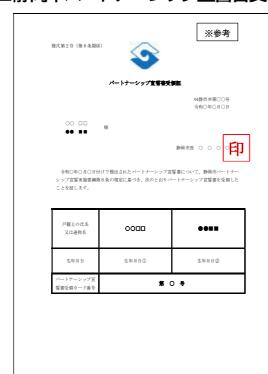
- 1 交付
 - ■静岡市パートナーシップ宣誓書受領証 …A4 サイズ 宣誓カップルに 1 枚交付
 - 静岡市パートナーシップ宣誓書受領カード …運転免許証サイズ お二人に 1 枚ずつ交付
- ※次ページ参照(参考イメージ)

2 備 考

- ・宣誓から宣誓書受領証等の交付までには、1 時間程度かかります。
- ・要件の確認や宣誓書受領正等の作成のため、後日交付となる場合があります。
- ・転入予定の宣誓者の場合(どちらか一人が市内在住の場合は除く)は、転入手続が 完了し、静岡市の「住民票の写し」または「住民記載事項証明書」を提出後に交付し ます。

参 考(イメージ)

■静岡市パートナーシップ宣誓書受領証 …A4 サイズ





■静岡市パートナーシップ宣誓書受領カード …運転免許証サイズ(8.5センチ×5.5 センチ) 【本人用】 【パートナー用】



【裏面】

【裏面(子の氏名の記載を希望する場合)】

宣誓書受領カードを提示された方へ 宣誓書受領カードを提示された方へ このカードは、法律上の効果は生じるものではありませんが、 パートナーシップにある二人が互いのパートナーであることを宣 誓し、その宣誓書を静岡市が受領したことを証明するものです。 このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くだ さいますようお願いします。 発行:静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課 特記事項 特記事項 子の氏名 緊急連絡先(自由記載)

このカードは、法律上の効果は生じるものではありませんが、 パートナーシップにある二人が互いのパートナーであることを宣 誓し、その宣誓書を静岡市が受領したことを証明するものです。 このカードの提示を受けた方は、この趣旨を十分にご理解くだ さいますようお願いします。 発行:静岡市 市民局 男女共同参画・人権政策課

子の氏名②

子の氏名① 緊急連絡先(自由記載)